

スポーツ庁「運動部活動に関する意見照会について」に関する全日本教職員組合の意見

2017年11月10日

全日本教職員組合

中央執行委員長 中村尚史

1. 学校における部活動の位置づけについて

(1)子どもたちの自主性・自発性を前提とした教育課程外の文化・スポーツ活動として位置付けること。

- 部活動は、子どもたちの自主的・自発的活動としてその参加と活動が保障されるものであり、入・退部や活動への参加等の強要はあってはならない。
- また、教職員が部活動の顧問を担当することは、教育課程に位置付けられた職務ではなく、自主性が尊重されなければならない。

*2017年に告示された中学校学習指導要領では「生徒の自主的、自発的な参加によりおこなわれる部活動については、(中略)学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされている。高校でも同様の内容が示されている。小学校学習指導要領では「部活動」は位置付けられていない。

2. 運動部活動の現状と問題

(1)運動部活動は、子どもたちのスポーツ要求に根差したもので、人間的成長・発達にとって重要な意義を持っていること。

- 運動部活動は、子どもたちの興味・関心・個性にもとづいた自主的活動として、スポーツに関する知識・技能を身につけ、心身の健全な発達、民主主義的な人格・自治の力などを育むという重要な意義を持っている。
- 学年や学級の枠をこえた仲間とのふれあいや、自主的な活動を通じて貴重な体験を重ね、大きく成長する場となっている。また、教職員が一人ひとりの生徒理解をすすめ、生徒との人間的なふれあいの場としても貴重な場となっている。
- 多くの子どもたちが部活動への期待をもって進学し、学校生活での「居場所」となっている。また、生涯スポーツの契機となることも多い。

(2)勝利至上主義による指導や過度な練習により、身体を故障したり人格形成にゆがみをもたらす問題があること。

- 勝つことのみを目的とした活動が行われることで、選手になれる子・なれない子というかたちで選別することにより、人間形成にとって重要な児童期・思春期・青年期の心のなかに極端な優越感や劣等感をつのらせ、連帯感や友情が育ちにくくなっている。また、指導者による体罰や人権を無視した管理的指導や「いじめ」、セクハラ問題等を起こす要因になっている。
- 長時間の過度な練習により、身体を故障し運動が継続できなくなったり、競技の楽しさ等を見失い燃え尽きてしまうケースが多く見られる。
- 部活動の本来の目的から逸脱し、子どもたちを管理・統制する手段となっているケースや非科学的な「根性論」が支配しているケースが見られる。また、顧問の特定の価値観を押しつける指導となっている場合も見られる。
- 授業に集中できない、家族との団らんの機会が減る、他の多様な文化・スポーツ活動に参加する

時間がないなど、学習と生活にしわ寄せをもたらし、全面的な発達を阻害している実態もある。

(3)部活動が教職員の長時間過密労働の大きな要因の一つであること。

- 平日の勤務時間外や休日（土曜・日曜・祝祭日）にも部活動指導が行われている。平日は早朝練習から夜遅くまで、休日や長期休業期間もほとんど出勤している実態もある。部活動顧問をしていることによる休日勤務は大きな負担となっている。
- 部活動時間は、技術指導のみならず、生徒指導・安全指導等で常に活動場所での対応を求められている。
- 公式大会・対外試合への引率・指導や審判・役員業務、部活動指導計画の立案、会計処理等と顧問の業務は多岐にわたり、大きな負担となっている。少人数の部活でも、その業務は同様である。
- ほとんどの中学校・高校で全員顧問制を実施しているなど、競技の専門的指導ができなくても事実上顧問を担当することが強要されている実態がある。
- そのため、授業準備や整理、自主的研究、あるいは休養や文化の享受など教職員としての活動にも大きな障害となっている。また、疲労が蓄積し健康を害し、家事・育児へのしわ寄せ、家族や親子の触れ合いも妨げられるなど人間らしい生活ができない。過労死に至るケースも見られる。
- とりわけ指導者（顧問）が専門知識や指導技術を持っていない場合は、教職員の大きな負担となっている。また、安全管理と事故防止について大きな課題がある。

(4)保護者の経済的負担が大きいこと。

- 多くの部活動で、公式大会や練習で使用する用具やユニフォーム、対外試合等に参加する際の交通費等は自己負担となっており、保護者に多額の負担が強いられている。
- 学校予算での部活動運営費のみでは運営ができないため、別途部活動費等が徴収されている。経済的な理由で希望していた部活動への入部をあきらめる生徒は少なくない。

(5)小学校運動部活動によって過度な活動が低年齢化し、問題がいつそう深刻化すること。

- 小学校学習指導要領に「部活動」は位置付けられていないが、自治体によっては教育課程に「部活動」を位置付け活動しているところもある。小学校段階での発達段階を考慮しない過度な活動が、中学校・高校以上に、心身の発達に深刻な影響を与えている場合が多い。
- 中学校・高校と比べ、子どもによる自主的な部活動運営は困難であり、よりいつそう教職員の負担は大きい。
- 「部活動」として位置づけられていない小学校でも、競技団体主催の競技大会や企業の「冠大会」等に小学校として参加し、児童・教職員への過度な負担となっている場合が見られる。

3. 問題の背景と原因

(1)学習指導要領での位置づけが不明瞭であり、教職員の自発的な活動に頼っていること。

- 部活動は、1977 年中学校改訂学習指導要領において、「学習指導要領に示された教育課程の基準としての内容のクラブ活動には含まれない」とされ、また 1989 年中学校改訂学習指導要領では「部活動への参加をもってクラブ活動の一部または全部の履修に替えることができる」とされている。2008 年中学校学習指導要領では「生徒の自主的、自発的な参加によりおこなわれる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされ、

教育課程上には明確に位置付けられていない。高校においても同様である。

- 部活動の教育課程上の位置づけと教職員の職務の位置づけはあいまいであり、教職員の自発的活動に依拠した教育活動として、職場における集団的民主的議論を経ずにそれぞれの顧問まかせにされてきたことが、現在表出している部活動の問題の根底にある。

(2) 部活動の実績が学校の評価や、教職員の評価となっていること。

- 高校入試の多様化・多元化や「特色化」づくりのもと、私立・公立高ともに部活動の実績が入試選抜の重要な基準等にされている。そうしたなかで「部活動さえやっていたらいい」などと考える生徒・保護者も多い。大学入試でも OA 入試・推薦入試の拡大などで同様の傾向が見られる。
- 部活動実績が学校の評価となっていることにつながっている。また、多くの自治体で教職員評価の基準項目に、部活動指導があげられている。部活動実績が教職員の評価につながっていることは多くの問題の要因となっている。

(3) 対外競技基準の緩和をおこなったこと

- 部活動の対外競技基準について、昭和 54 年文部事務次官通知により「中学校の対外運動競技の行われる範囲は、都道府県内を原則とする」としていたものを、平成 13 年文科事務次官通知では「都道府県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、(中略)それぞれ年間一回程度とする」とするなどの対外競技基準の緩和を行った。また、オリンピックや国体などでの好成績を第一の目的として、小学生・中学生の選手養成機関への参加や、中学生の国体や国際競技への参加を可能としてきた。対外競技参加基準が緩和されてきたことが、部活動の過度な活動の低年齢化の要因となっている。

(4) スポーツ・文化活動の要求に応える社会教育の施設・指導体制が極めて不十分であること

- 社会教育において子どもたちのスポーツ・文化活動の要求に応える取り組みは、多く場合民間に依拠しており、保護者の経済的負担や送迎などに関わる負担は極めて大きい。
- すべての子どもたちを対象にし、発達段階や身体状態等を踏まえた指導を行う条件が整備されていない。学校における運動部活動の問題の要因のひとつとなっている。

4. 長時間過密勤務を解消し、子どもの成長・発達を保障する運動部活動にするための提言

- (1) すべての部活動で、体罰・暴力をなくし、子どもの自主的自発的活動を保障し尊重すること。指導にあたっては子どもの声を十分きくこと。

- (2) 指導にあたっては、顧問の個人任せにせず、教職員での民主的集団的議論を経とおこなうこと。

- (3) 活動休止日の設定や活動時間の制限など、子どもも教職員も休めるルールづくりを行うこと。活動時間は勤務時間内を原則とすること。少なくとも平日 1 日、土日のうち 1 日は活動を禁止すること。

- (4) 心身の過度な負担予防や科学的練習方法の導入など、医療分野・競技分野等の専門家による科学的知見を導入すること。

- (5) 高校及び大学等の入試合否判定に部活動実績や活動参加状況等を反映させないこと。

- (6)子どもの自主的自発的活動を支えるための部活動指導員の位置づけを明らかにすること。顧問・部活動指導員の勤務条件を確立すること。
- (7)全国中学校体育大会の見直しや全国的な競技大会・対外試合の見直しを行うこと。そのため、各競技団体・協会等に申し入れること。
- (8)すべての子どもたちのスポーツ活動要求に応える社会教育施設・指導者の配置等の環境整備を教育行政が責任を負っておこなう等、文化・スポーツ要求を権利として保障すること。
- (9)希望するすべてのこどもが参加できる部活動とするために、部活動に関わる経費の保護者負担を軽減すること。

以上